

ハローワーク 京都だより

平成25年

1月

No.178 (通巻212号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース



も
く
じ

新年のご挨拶	1
未内定者の就職実現を目指して (～京都新卒者就職応援本部会議を開催～)	2
新卒等就職面接会のご案内	4
派遣労働者セミナーのご案内	5
障害者の雇用状況について	6
障害者の法定雇用率引き上げについて	7
インターネットによる障害者求職情報の提供について	8
障害者就職面接会のご案内	9
高齢者の雇用状況について	10
「学生用ジョブ・カード」のご案内	11
「求職者支援制度」のご案内	12
雇用保険オンライン (電子) 申請の延期について	13
雇用促進税制のご案内	14
最近の雇用失業情勢	15



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



新年のご挨拶

京都労働局長 達谷窟 庸野

新年 明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに平成 25 年の新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、少子高齢化が進み、我が国の働く方々の数の大幅な減少が見込まれる中で、本年におきましても「全員参加型社会」の実現が大きな課題となります。

このような中、①高齢者の方々について、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、高年齢者雇用安定法が改正され、②障害のあるの方々について、法定雇用率が現行の 1.8% から 2.0% に引き上げられます。

これらの改正・引き上げは、いずれも 4 月 1 日に施行されることとなっておりますので、施行に向け皆様の取組をお願い申し上げます。

「全員参加型社会」の実現のためには、企業における女性の活躍促進も重要な課題となります。皆様におかれましては、①ポジティブ・アクションへの積極的な取組とともに、②ポジティブ・アクション推進についての社会的な気運を高めるため、厚生労働省の関連サイトにおいて、ポジティブ・アクションの取組状況などについての情報開示をいただきますようお願いいたします。

京都府内の雇用情勢につきましては、世界景気の減速等を背景として、持ち直しの動きが弱まり、依然として厳しい状況にあります。労働局といたしましても、雇用の動きをしっかりと注視し、迅速かつ的確な対応に努めてまいります。特に、本年 3 月までの間、新卒予定者のうち未内定の方々に対する支援を集中的に実施します。

京都府内の雇用をめぐるまはては多くの課題がございます。労働局といたしましては、国民の皆様のご期待に応えられるよう効果的な行政の推進に努めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



未内定者の就職実現を目指して

～京都新卒者就職応援本部会議を開催～

11月22日に開催した京都新卒者就職応援本部では、「25年3月末までを新卒未内定者の集中支援期間」とし、各構成機関が一丸となって一人でも多くの未内定者の就職実現を目指します。

平成24年10月1日現在の大学等卒業予定者の就職内定率は、前年度より上昇しているものの相当数の未内定学生がおり、また、高校生においても、同年9月末日現在で就職内定率が昨年同期比で低下するなど、依然として厳しい状況が続いているところです。

このため、京都労働局長を本部長とする京都新卒者就職応援本部会議を開催し、京都の行政機関や労使団体、教育機関等が一丸となって、就職面接会等の実施、学校や生徒・学生のニーズに応じたきめ細やかな個別支援等、未内定の来春卒業予定者等に対する各種就職支援を積極的に実施していくことを決定しました。

京都新卒者就職応援本部会議における決定事項（概要）

◆支援内容◆

【大学】

各構成機関は、集中支援期間内にそれぞれの特色を活かした就職面接会等を連携・協力して実施するとともに、個別就職支援を実施する各機関の利用促進についても、あわせて積極的に周知・広報を行う。

【高校】

ハローワークと学校が連携し、学卒ジョブサポーターが生徒のニーズを把握とするほか、各構成機関は、学校が必要とする個別の課題解決に向けた就職支援を行うとともに、あらゆる機会をとらえて企業ニーズの把握に努め、それら情報をもとに効果的なマッチングを行う。



京都新卒者就職応援本部（平成 22 年 10 月設置）

設置の趣旨	新規学校卒業者及び未就職卒業者の就職環境が非常に厳しい中、一人でも多くの方々が内定を得るためには、地域の関係者が緊密に連携し、地域の総力を挙げて就職支援を行う必要があることから、地域の実情に応じた就職支援に係る企画・調整を行うことを目的として設置。
構成機関	京都労働局、京都府、京都市、労使団体、大学関係者等

学生専用のハローワーク

京都新卒応援ハローワーク

対象者：平成 25 年 3 月卒業予定者及び、卒業後 3 年以内の方
(大学・短大・専門学校等)

就職に関することならどんな相談でも OK !

専任のジョブサポーターによる個別支援

- ◆ 職業相談、職業紹介、定着支援まで担当ジョブサポーターがトータルでサポート

全国ネットの求人情報を提供

- ◆ 全国のハローワークが開拓した大卒専用求人を提供
- ◆ さらに、インターネットにて新卒応援ハローワーク登録者に求人情報を配信

すべて無料

応募書類の添削、模擬面接の実施

- ◆ 応募書類作成が苦手なあなた！
 - ・ 書類選考を通過しにくい
 - ・ 面接が苦手な面接の練習がしたい
- * 毎週個別セミナーを実施中

アクセス

〒604-0845
京都市中京区烏丸御池上ル
北西角
明治安田生命京都ビル 1F

TEL : 075-256-8609

京都市営地下鉄 烏丸御池駅 2 番出口すぐ



学生の就活に関する相談は、「学生専用のハローワーク」京都新卒応援ハローワークにお任せ下さい！

電話 075-256-8609

開庁時間 10:30~19:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始は閉庁)



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



all KYOTO

新卒等就職面接会 series

就活ネバーギブアップ宣言!

伝言板

- 新卒応援ハローワークで面接会直前対策実施中!
- 学生職業協会支援センター (<http://job.sakusei.co.jp>)で日本全国の面接会の情報を提供中!!
- ハローワークで就活しよう

Winning Ticket
就活電鉄 ▶ **新社会人**

就職先発見! 大学生等就職面接会
(主催: 京都労働局)

日 程: 平成24年12月19日
会 場: 京都産業会議場
場 所: 京都市下京区西桑田通堂町
参加企業: 50社(予定)

京都新卒応援ハローワーク

「京のまち企業訪問」 合同企業説明会
(主催: 京都市・京都商工会議所)

日 程: 平成25年1月17日
会 場: 京都市勤業館みやこめっせ
場 所: 京都市左京区岡崎
参加企業: 140社(予定)

京都ジョブパーク 大学生コーナー

京都市フルカパー 学生等就職支援センター

いつでも相談に来てください。
お待ちしております!!

新社会人駅

平成24年度 第2回 通職発見フェア in 京都
(主催: 京都経営者協会)

日 程: 平成25年2月12日
会 場: 京都デルタ
場 所: 京都市南区船場町
参加企業: 30社(予定)

WORK in KYOTO 2013 中小企業合同面接会 「京都で働く!! 就活ミーティング」
(主催: 京都府中小企業人材確保・定着支援協議会)

日 程: 平成25年1月25日
会 場: 京都産業会議場
場 所: 京都市下京区西桑田通堂町
参加企業: 30社(予定)

京都新卒者就職応援本部

京都労働局・京都市・京都府・京都府教育委員会・京都府教育委員会
日本労働組合総連合会京都府連合会・京都府労働委員会
京都府中小企業団体中央会・京都府立大学
京都外国語大学・京都外国語短期大学・近畿経済産科
京都新卒応援ハローワーク

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 075-241-3268



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



派遣労働者セミナーを開催します

労働者派遣で働いている方、労働者派遣で働こうと考えている方を対象に、派遣労働に当たっての知識・仕組み（労働者派遣制度、労働基準法令、労働・社会保険の適用等）、求人票の見方などに関するセミナーを開催します。

- ◆ **日時** 第6回 平成25年1月18日（金）午後2時～4時
第7回 平成25年2月13日（水）午前9時～11時
第8回 平成25年3月11日（月）午後2時～4時
※第9回 平成25年3月15日（金）午後1時～3時
- ◆ **場所** 第6～8回は、京都労働局 6階「中会議室2」
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
（京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」下車 2番出口徒歩3分）
※第9回は、福知山公共職業安定所2階会議室
福知山市東羽合町37（JR福知山駅下車 徒歩5分）
- ◆ **内容** ① 労働者派遣制度について
② 派遣労働者として働くときに気をつけること
③ 質疑・相談
- ◆ **対象者** 京都府内にお住まいの方で、
① 労働者派遣で働いている方
② 労働者派遣で働こうと考えている方
③ 労働者派遣制度等について知りたい方
- ◆ **申込み** ご希望の方は開催日の1週間前までに、お電話にて下記まで申込みください。
各回の定員は24名です。
受講料は無料です。

労働者派遣法が改正されました！

派遣労働者に関する主な改正（平成24年10月1日施行）内容は、

- インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などが確認できるようになりました。
- 派遣会社から派遣労働者の派遣料金の額が明示されるようになりました。
- 派遣会社から労働契約を結ぶ前に賃金の見込み額や待遇に関すること等が説明されるようになりました。
- 派遣会社は、派遣労働者の賃金を決定する際、派遣先の社員との均衡（賃金など）を配慮しなければならないようになりました。
- 有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、期間の定めのない雇用への転換等の措置をとることが、派遣会社の努力義務になりました。
- 30日以内の期間の定めのある労働契約では、労働者派遣が原則禁止になりました。
- 離職後1年以内に、派遣労働者として元の勤務先に派遣することが禁止になりました。

お問い合わせ・申込み先 京都労働局需給調整事業課 電話 075-241-3225



平成24年 京都府内の障害者雇用状況について

京都労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、身体障害者、知的障害者の雇用義務がある事業主等から、平成24年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況を求め、これを取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

1 民間企業の障害者の雇用状況

障害者雇用率は1.80%

法定雇用率1.8%が適用される、常用労働者数56人以上規模の報告企業数は、1,438社（前年1,429社）となった。

実雇用率は、1.80%（前年1.78%）で法定雇用率1.8%と同数値となった。

法定雇用率達成企業の割合は49.7%（前年48.1%）で現在の法定雇用率1.8%が適用された平成10年7月以降最高の数値となった。また、法定雇用率を達成している企業数は714社（前年688社）となった。

雇用されている障害者数は、6563.5人（前年6,406人）で過去最高。内訳は、身体障害者が5,055.5人（前年4,988人）、知的障害者が1,287.5人（前年1,242.5人）、精神障害者が220.5人（前年175.5人）となっている。

2 地方公共団体の障害者雇用状況

京都府の全ての機関が法定雇用率を達成

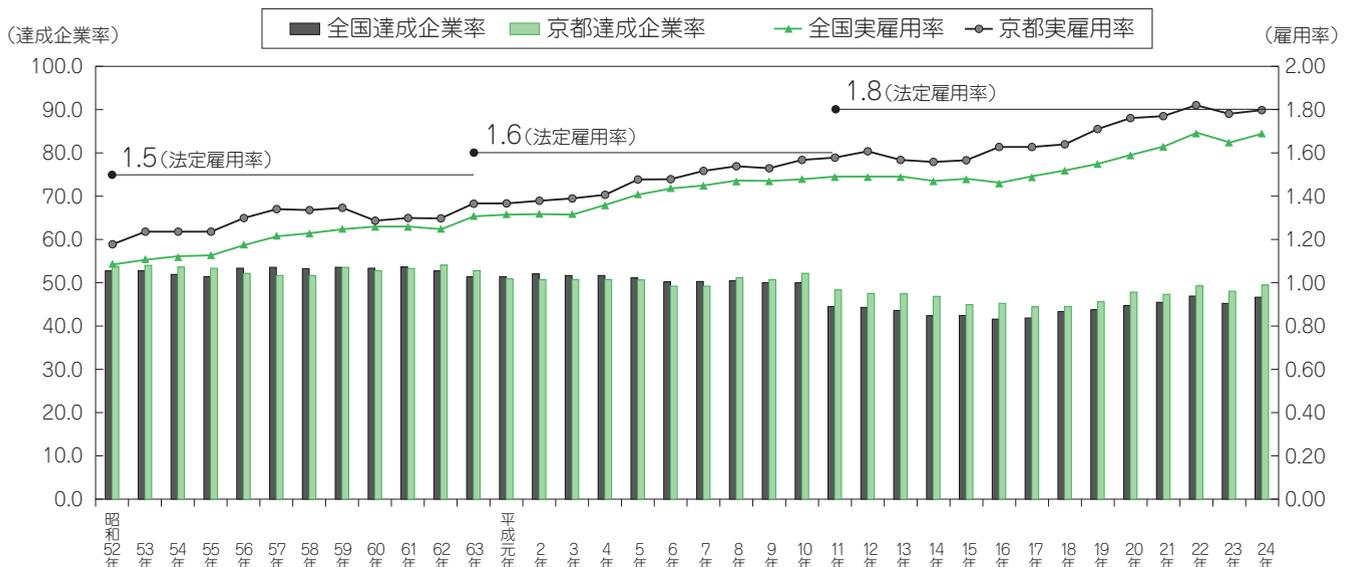
法定雇用率2.1%が適用される、京都府の機関（京都府教育委員会を除く）の実雇用率は2.60%（前年2.73%）となった。

法定雇用率2.0%が適用される京都府教育委員会の実雇用率は2.05%（前年2.13%）となった。

市町村等の実雇用率は、2.26%

市町村等の機関の実雇用率は2.26%（前年2.26%）となった。

一般の民間企業における障害者実雇用率及び雇用率達成企業割合



平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業主の皆さまは、ご注意くださいませうようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません。

※障害者雇用推進者の業務

- ・障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・障害者雇用状況の報告
- ・障害者を解雇した場合のハローワークへの届出 など

ハローワークでは、障害者を雇い入れるための専用求人を受け付けております。また、ハローワークの職業紹介により障害者を雇い入れた場合、ハローワーク及び各種支援機関による就職後の職場定着支援を受けることができる他、各種助成金を受給できる場合があります。

ぜひ、積極的な求人申込みをお願いいたします！

※ハローワークに求職登録している障害者の求職情報を、インターネットで閲覧することもできます。詳しくは次ページをご覧ください。

お問い合わせ先：京都労働局職業対策課 075-275-5424

障害者の方の雇用に向けて

インターネットで障害者の方の求職情報が検索できます。

事業主の皆様が、障害者の方の採用計画を樹立される際などにお役立ていただけるよう、インターネットにより障害者の方の求職情報の提供を行っています。

全国のハローワークで求職登録をされた障害のある求職者の方で、ご自分の求職情報がインターネットに掲載されることを希望された方の情報が検索できます。

求職者の方の個別の雇入れにつきましては、ハローワークにおいて個々の求職者の方の状況を踏まえ、十分にご相談させていただきますので、検索により表示された求職者の方と面接を希望される場合には、「障害者求職情報詳細」画面の「問い合わせ先」へお問い合わせいただくようお願いいたします。（お問い合わせの際には「整理番号」をお伝えください。）求職者の方へは、ハローワークから連絡をとり、事業主の方が面接を希望されている事をお伝えし、求職者の方も面接を希望される場合には面接日時等の調整を行います。

ご利用方法

「ハローワークインターネットサービス」のサイトから「[事業主の方](#)」のページを開き、「各種ご案内」の中の「[障害者の雇用のご案内](#)」をクリック。次の画面で「[障害者求職情報検索](#)」をクリックしてください。

The screenshot shows the HelloWork Internet Service website. The top navigation bar includes links for '仕事をお探しの方', '事業主の方', 'ハローワークニュース', '申請等をご利用の方へ', '雇用保険関係', and 'よくあるご質問'. A red arrow points to the '事業主の方' link, labeled '① クリック！'. Below this, the '各種ご案内' section is shown with a grid of links. A red arrow points to the '障害者の方の雇用に向けて' link, labeled '② クリック！'. The final step shows the '障害者求職情報検索' button, labeled '③ クリック！', with a red arrow pointing to it from the previous step. The search results area shows '現在の障害者求職件数は4343件です。(2012年12月06日更新)'.

平成24年度第2回障害者就職面接会



京都国際会館

主催 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室
京都府・京都障害者職業センター

日時 平成25年2月14日（木）

応募者受付開始	11:00～
企業受付開始	12:00～
面接開始	12:30～
面接受付終了	15:00
面接会終了	17:00

※面接受付状況により14:00で受付を終了する事業所もあります。

開催規模 求人企業 56社 参加求職者 400名程度

会場 [国立京都国際会館「イベントホール」](#)

京都市左京区宝ヶ池

- 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約5分
地下鉄烏丸線「国際会館」駅の改札から地下通路を通り
出入口4-2 をご利用ください。

お問い合わせ先

ハローワーク西陣	TEL 075-451-8609
園部出張所	TEL 0771-62-0246
ハローワーク京都七条	TEL 075-341-8609
京都障害者職業相談室	TEL 075-341-2626
ハローワーク伏見	TEL 075-602-8609
ハローワーク宇治	TEL 0774-20-8609
ハローワーク田辺	TEL 0774-65-8609
木津出張所	TEL 0774-73-8609



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



平成24年 京都府内の高年齢者の雇用状況について

京都労働局では、高年齢者の雇用状況について、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、平成24年6月1日現在の報告を求め、常用労働者数31人以上規模の企業2,686社の状況を集計しました。その概要は以下のとおりです。

1 「高年齢者の雇用確保措置」の状況

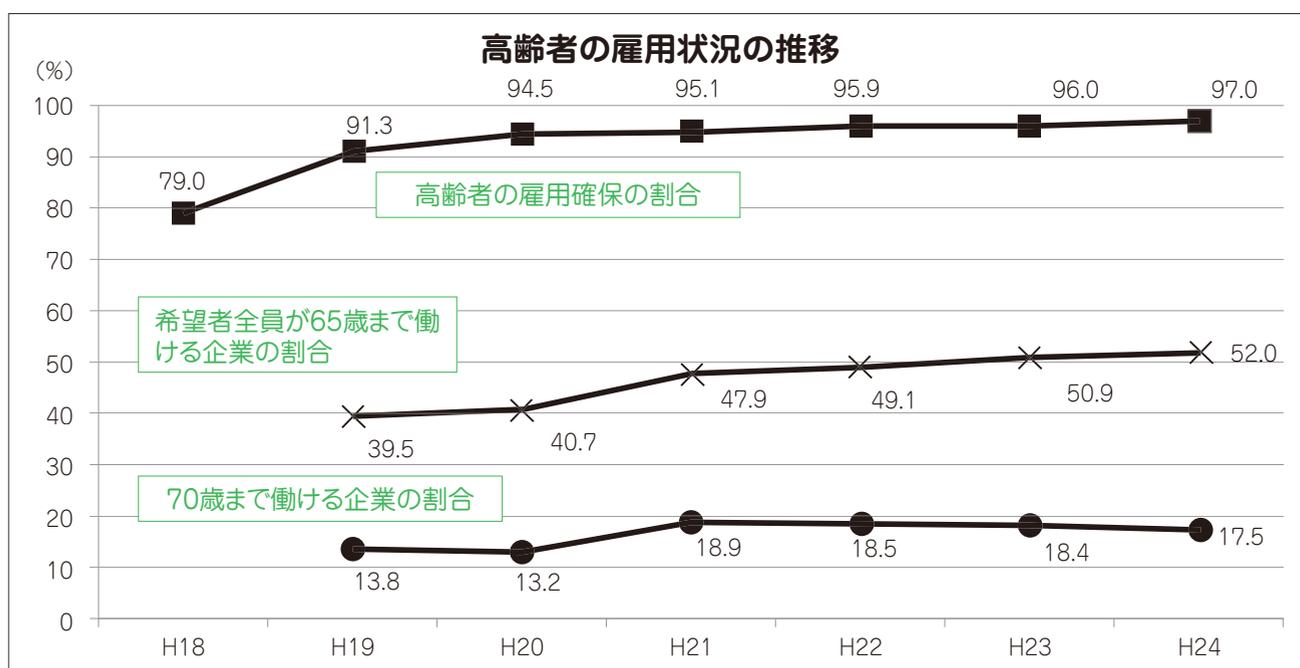
高年齢者を64歳以上まで雇用するための雇用確保措置を実施している企業の割合は97.0%（2,605社、前年比1.0ポイントの上昇）となっています。企業規模別では、301人以上規模の企業では98.2%（269社、対前年比1.4ポイントの低下）、51人～300人規模の企業では97.5%（1,452社、同0.6ポイントの上昇）、31人～50人規模の企業では95.8%（884社、同2.3ポイントの上昇）となっています。

2 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は52.0%（1,396社、前年比1.1ポイントの上昇）となっています。企業規模別では301人以上規模の企業では30.7%（84社、同0.7ポイントの低下）、51人～300人規模の企業では49.6%（738社、同1.3ポイントの上昇）、31人～50人規模企業では62.2%（574社、同1.5ポイントの上昇）となっており、企業規模が小さいほど取組が進んでいます。

3 「70歳以上まで働ける企業」の状況

「70歳以上まで働ける企業」の割合は17.5%（470社、前年比0.9ポイントの低下）となっています。企業規模別では301人以上規模の企業では16.1%（44社、同2.5ポイントの低下）、31人～300人規模の企業では17.7%（426社、同0.7ポイントの低下）となっています。



お問い合わせ先：京都労働局職業対策課 075-275-5424



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



「学生用ジョブ・カード」を 採用面接に取り入れませんか



「学生用ジョブ・カード」とは、就職活動を行う大学生や専門学校生などが、キャリア・コンサルティングを受けながら作成する、履歴書よりも詳しい自己PRシートです。一般的な履歴の内容はもちろんのこと、学校のカリキュラムで関心を持って取り組んだこと、アルバイト、サークル、ボランティア、インターンシップなどの活動歴、自身のパーソナリティ、将来の仕事へのビジョンなどが具体的かつ詳細に記載されています。

学生用ジョブ・カードの提出があれば、いろいろな側面から人物評価を行うことができますので、採用面接の応募書類に、ぜひご活用ください。

学生用ジョブ・カードを活用するメリット

- ☑ 履歴書のみによる選考と比べて、学生の人柄、仕事に対する姿勢や意欲を、より詳しく知ることができます。
- ☑ 登録キャリア・コンサルタント^(※)または学生をよく知る教員のコメントがあり、人物評価の参考にすることができます。
- ☑ 採用選考の応募書類として指定すると、複数の応募者を比較しやすくなります。

(※) ジョブ・カード交付のための専門講習を受け、厚生労働省などに登録されたキャリア・コンサルタント

「ジョブ・カード普及サポーター企業」として登録しませんか

学生用、一般用の「ジョブ・カード」をより多くの企業に知っていただき、採用面接などへの活用機会を増やしていくため、「ジョブ・カード普及サポーター企業」を募集しています。

ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用することにご協力いただける企業の皆さま、ぜひ登録をお願いします（登録は無料です）。登録いただくと、希望により企業名などを厚生労働省ホームページで公表します。

登録方法については、お近くのジョブ・カードセンター、サポートセンターにお尋ねください。

◆ 全国のジョブ・カードセンター、サポートセンター一覧

（日本商工会議所「ジョブ・カード事業」ホームページ）

<http://www.jc-center.jp/link/index.html>

◆ ジョブ・カード普及サポーター企業として、ご協力いただく事項 ◆

- ① ハローワークでの求人申込みの際は、応募書類として「ジョブ・カード」を指定していただくか、履歴書職務経歴書以外に「ジョブ・カードも使用可能」である旨を記載して、求人申込をしてください。
- ② 今後の施策の参考とするため、活用状況やジョブ・カードに対するご意見などをお尋ねするアンケートをお願いする場合があります。

ジョブ・カード普及サポーター企業として登録していただくメリット



企業名などが厚生労働省のホームページに公表されますので、能力本位で人材を採用する企業であることをPRできます。



お仕事をお探しの皆さん

求職者支援制度

ってご存知ですか？



◆支援内容

1. 再就職に必要なスキルを身に付けるための職業訓練を受講できます。
2. 訓練期間中から、ハローワークが積極的に就職支援します。
3. 一定要件を満たす方に、訓練期間中、月10万円の「職業訓練受講給付金」を支給します。

一定要件については、
住所地を管轄する
ハローワークへ

◆支援の対象となる方

1. ハローワークに求職の申込みをしていること
2. 雇用保険に加入中でない、または失業給付を受給していないこと
3. **働く意思と能力があること**
4. 職業訓練などの支援が必要であるとハローワークが認めたこと

公共職業訓練も
受講可能！

◆受講できる訓練

- ・「求職者支援訓練」の基礎コースまたは実践コースを受講できます。
- ・訓練期間は、1コース3か月から6か月までです。
- ・民間訓練機関が、厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。
- ・開講予定のコース情報は（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

ご注意下さい！

- 求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否（定められた日にハローワークに来所しないことも就職支援拒否の一種です）すると、給付金が不支給となるばかりでなく、これを繰り返すと、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令などの対象となります。
- やむを得ない理由による欠席であっても、支給要件を満たさない（支給申請をする期間に8割以上出席していない）場合は、職業訓練受講給付金は支給されません。

求職者支援制度とは

雇用保険を受給できない方が、
職業訓練によるスキルアップを
通じて早期就職を実現するため
に、国が支援する制度です。

求職者支援制度 Q&A

- Q1. 経理の訓練を受講したいのですが、いつでも申込みができますか？
- A1. 希望の月に経理の訓練が無い場合もあります。申込みできる期間も決まっていますので、経理の有無、募集期間をハローワーク、またはホームページでご確認下さい。
- Q2. 職業訓練は希望すれば、必ず受講できるのですか？
- A2. ハローワークで職業相談を受け、訓練受講の必要性が認められ、選考（面接・筆記等）試験に合格すると受講が可能です。
- Q3. 雇用保険を受給しているのですが、求職者支援訓練は受講できないのですか？
- A3. 雇用保険を受給できない方を優先していますが、ハローワークの窓口で訓練受講の必要性が認められれば、受講できる場合があります。

求職者支援制度の詳しい内容については住所地を
管轄するハローワークへお尋ねください

厚生労働省ホームページもご覧ください。

求職者支援制度のご案内

検索



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



オンライン（電子）申請「新機能」 受付開始延期のお知らせ

従業員が離職などにより雇用保険被保険者でなくなった時の以下の手続について、e-Gov からのオンライン申請受付を平成 24 年 11 月 26 日から開始する予定でしたが、システムの準備の都合により、誠に勝手ながら、**平成 25 年 3 月 11 日に延期**いたしました。

事業主や関係者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

平成25年3月11日からオンライン申請できる手続

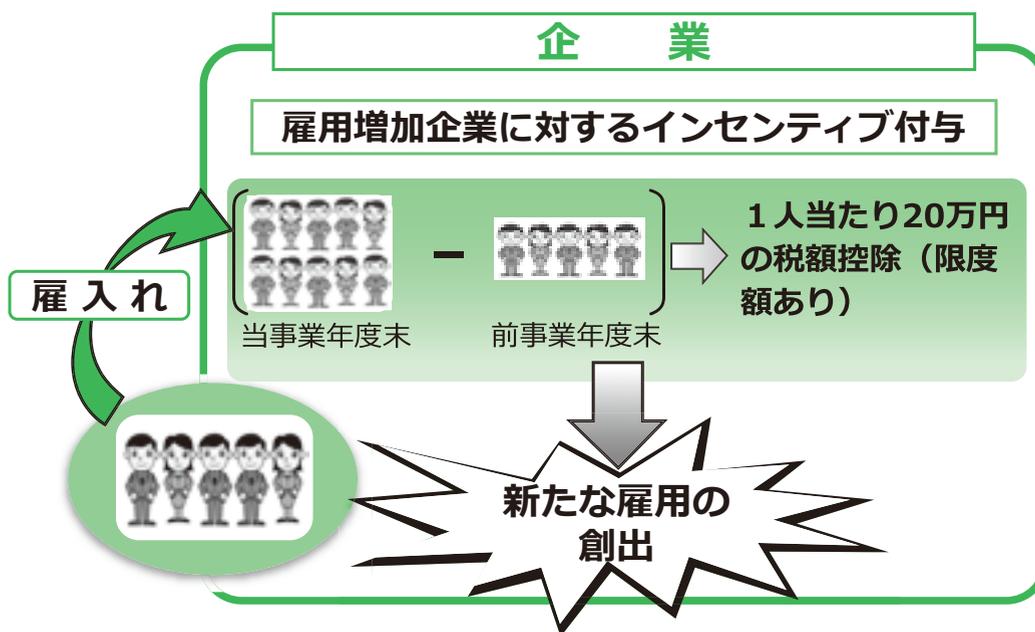
- 既に「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）」の手続きが完了した後に、「離職票」または「期間等証明票」の交付を申請する手続
- 「雇用保険被保険者資格喪失届（期間等証明票交付あり）」の手続

雇用促進税制を利用して従業員さんを雇ってみませんか。

「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）を踏まえ、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が平成23年度から3年間の措置として創設されました。

（制度概要）

- 【適用要件】
- ・事業年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
 - ・当年度及び前年度中に事業主都合離職者がいないこと
 - ・当事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- 【要件確認】
- ・企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出
 - ➡ ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
 - ・事業年度終了後、雇用促進計画の達成状況を、ハローワークに提出。
 - ・企業は、確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
 - ➡ 支払給与額の増加等を確認し、「質の高い雇用」を確保
- 【措置内容】 雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除
（当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度）
- 【適用期限】〔法人〕平成23年4月から平成26年3月までの各事業年度
〔個人〕平成24年1月から平成26年12月までの各年



（注）雇用促進税制の適用を受けるためには、事業年度開始後2か月以内に、ハローワーク等に雇用促進計画を提出することが必要。

最近の雇用失業情勢

● 平成24年11月内容 ●

平成24年12月28日
京都労働局職業安定部

京都府の雇用失業情勢

平成24年11月の京都府における有効求人倍率（季節調整値）は、前月より0.01ポイント低下し0.80倍となった。また、新規求人倍率（季節調整値）は、前月より0.09ポイント上昇し1.38倍となった。

正社員有効求人倍率は0.58倍と前年同月比0.06ポイント上昇した。

有効求人（季節調整値）は、前月に比べ1.4%減となり、有効求職者（季節調整値）は横ばいとなった。

(1) 有効求職者数（原数値）は、53,066人で前年同月比2.8%減少した。

新規求職者数は、10,575人で前年同月比11.4%減少した。内訳は、一般が7,298人で同9.8%減、パートは3,277人で同14.6%減少した。新規常用求職者（パートを除く。）の構成比をみると、在職者23.2%、離職者65.1%（うち事業主都合離職者33.8%）、無業者11.7%である。

なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比1.3%減少している。

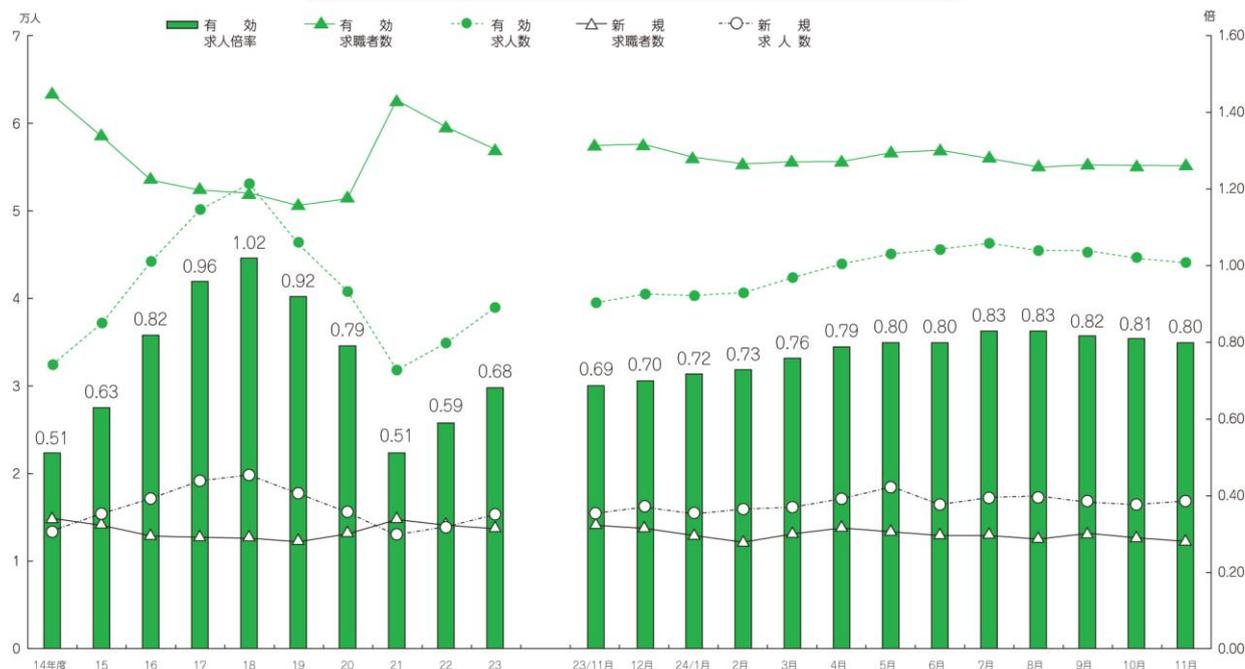
(2) 有効求人数（原数値）は、46,630人で前年同月比13.4%増加した。

新規求人数は、17,065人で前年同月比10.7%増加した。内訳は一般が9,686人で同7.6%増、パートは7,379人で同15.1%増加した。新規求人数を主要産業別に前年同月比でみると、求人数に占める割合の大きい医療、福祉が7.8%増、卸売業、小売業が4.7%増となったほか、サービス業（他に分類されないもの）が38.3%増、建設業が4.6%増、宿泊業、飲食サービス業が1.6%増となった。

一方、製造業が7.6%減、運輸業、郵便業は7.1%減となった。

(3) 就職件数は、3,741件で前年同月比3.5%減少した。内訳は、一般が2,031件で同5.6%減、パートは1,710件で同0.9%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、938件で同4.1%増加した。

求人・求職・求人倍率の状況



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成23年12月以前の数値は、平成24年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。